

第5回審議会における議論未了事項

○ 離隔距離制限による立地規制（P 3）

次のような場合の立地制限について

- (1) 墳墓設置が禁止される住居系地域に接する市街化調整区域において、境界線近くで墳墓を設置しようとする場合
- (2) 市街化調整区域内の住宅の付近で墳墓を設置しようとする場合
- (3) 京北地域（都市計画区域外）の住宅が密集しているような場所の付近で墳墓を設置しようとする場合
- (4) 公共施設付近で墳墓，火葬施設，納骨堂，葬儀場を設置しようとする場合

○ 火葬車両（P 6）

本条例により独自に焼却を禁止すべき場合を定めることが必要か

○ 利用者保護のための措置

- (1) 廃止の手続き（P 7）
- (2) 依頼者感情への配慮（P 8）
- (3) 利用者への情報提供（P 8）
- (4) 安定的運営を確保するための措置（P 8）

○ 規制適用除外（P 9）

基準の例外的取扱いについて（墓地，埋葬等に関する法に基づく墓地経営等の許可を受けた宗教法人）

○ 既存施設の取扱（P 10）

既存のペット霊園の取扱い

○ 経過措置（P 10）

条例施行までの周知期間